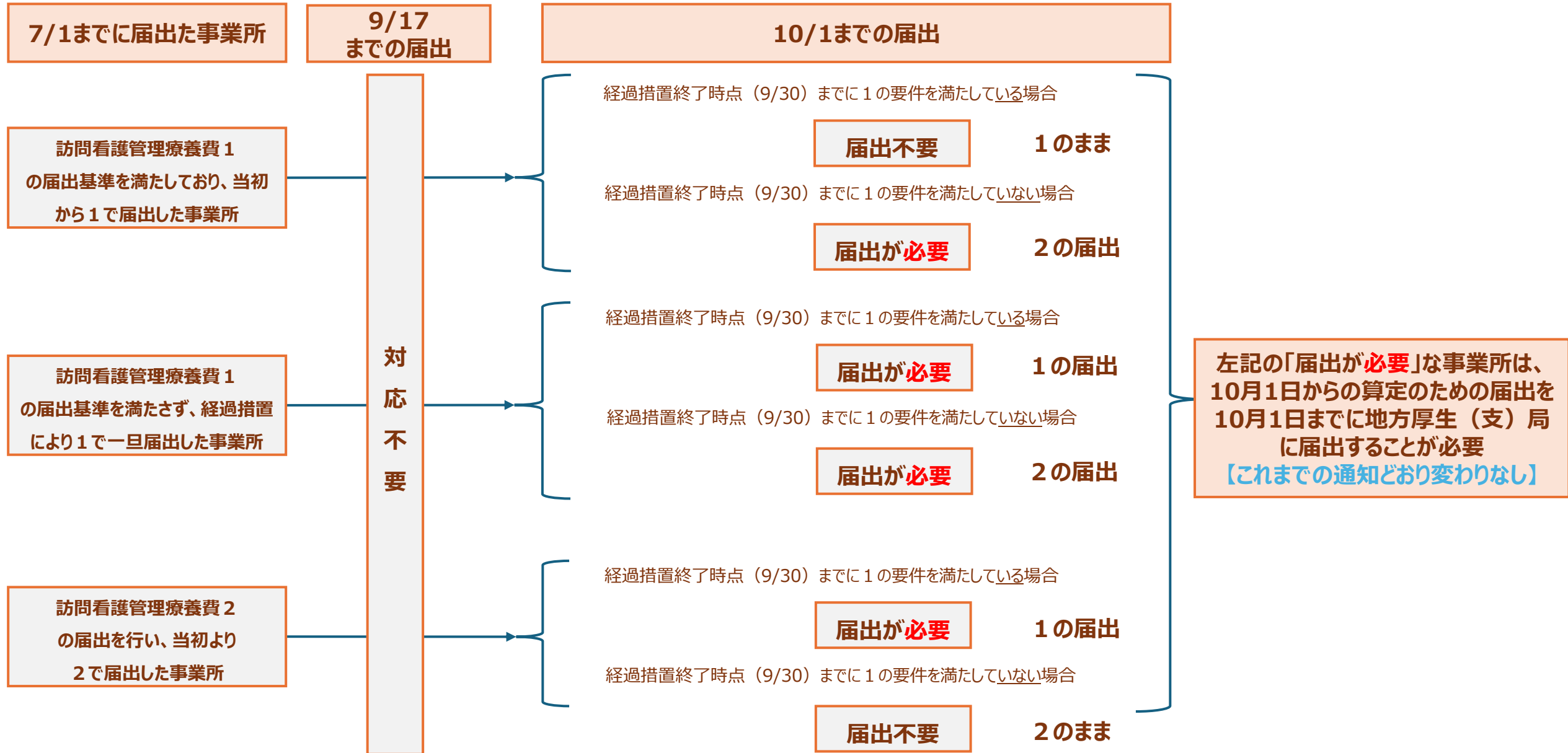


訪問看護管理療養費の届出の整理 【7月1日までに届出した事業所】



訪問看護管理療養費の届出の整理 【7月2日以降に届出した事業所】

7/2～現時点までに届出した事業所

9/17（今回）までの届出
6月分の管理療養費を算定する場合

10/1までの届出

訪問看護管理療養費1の届出基準を満たしており、当初から1で届出した事業所

6月1日からの管理療養費1又は2を算定するために、届出直しを行う

経過措置終了時点（9/30）までに1の要件を満たしている場合

届出不要

1のまま

経過措置終了時点（9/30）までに1の要件を満たしていない場合

届出が必要

2の届出

訪問看護管理療養費1の届出基準を満たさず、経過措置により1で一旦届出した事業所

ただし、この場合、利用者に追加で費用徴収しなければならないことについて、十分な説明と理解を得ることが必要

経過措置終了時点（9/30）までに1の要件を満たしている場合

届出が必要

1の届出

経過措置終了時点（9/30）までに1の要件を満たしていない場合

届出が必要

2の届出

訪問看護管理療養費2の届出を行い、当初より2で届出した事業所

経過措置終了時点（9/30）までに1の要件を満たしている場合

届出が必要

1の届出

経過措置終了時点（9/30）までに1の要件を満たしていない場合

届出不要

2のまま

遡って算定しない場合は、9/17までの届出は不要

左記の「届出が必要」な事業所は、10月1日からの算定のための届出を10月1日までに地方厚生（支）局に届出することが必要【これまでの通知どおり変わりなし】

訪問看護管理療養費の届出の整理 【届出が漏れていた事業所】

